

南相馬市基礎雌家畜の貸付及び譲渡に関する条例及び関連規則等を 廃止する件の概要

1 現状と廃止の経緯

昭和５６年から旧小高町において、家畜の質的改良を図り、畜産の主産地形成を維持することを目的とし、基礎雌家畜（乳用雌牛、繁殖雌和牛）の貸付を行う制度があった。

この制度を活用した家畜１頭については、平成１８年１月に死亡しており、現在、当該条例等に係る家畜は存在しない状況となっている。

当該条例に基づく事業が活用可能（旧小高町の生産者限定）である牛繁殖農家に対して事業の要否について意見を伺ったところ、ニーズがないとの回答があった。

上記の状況を踏まえ、基礎雌家畜の貸付に係る事業を廃止することに先立ち、当該条例等を廃止する件について、パブリックコメント手続を実施するもの。

2 パブリックコメントの実施について

(1) 案の公表

令和６年１１月 １日（金）

(2) 意見提出期間

令和６年１１月 １日（金） ～ 令和６年１１月２０日（水）

(3) 案の公表場所

農政課（小高区役所２階）、市民課総合案内、小高区役所市民総合サービス課、鹿島区役所市民総合サービス課、各生涯学習センター（小高・鹿島・原町・太田・大甕・高平・石神・ひがし・ひばり）、情報交流センター